

令和3年 月 日

筑西市長 須藤 茂 様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会 委員長 落合 聖二

意見書（案）

地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）に係る中期目標期間終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は、下記のとおりです。

記

平成30年10月に地方独立行政法人として開設以来、法人は、医療提供体制の確保を図りながら、救急受入体制の強化、新型コロナウイルス感染症への対応、在宅医療の充実などに取組み、地域医療を支える中核病院としての役割を果たしてきました。

一方、経常収支の赤字が続くなど厳しい経営状況にあり、経営基盤の安定化については、大きな課題となっています。

市においては、第1期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果を「全体として、中期目標をおおむね達成すると見込まれる。ただし、財務内容の改善については、今後も注視していく必要があると判断した。」としており、その評価は妥当なものと言えます。

以上のことから、評価委員会は、法人が地方独立行政法人として業務を継続するとともに、業務実績及び財務内容の改善に早急に取り組むことが適当であると判断します。

以上